

健康福祉委員会行政視察概要

1 視察月日 令和6年5月8日（水）～5月9日（木）

2 視察先及び視察事項

・京都市

日時 5月8日（水）

視察事項 （1）京都市重度障害者等就労支援特別事業について
（2）京都動物愛護センター「動物愛ランド・京都」について

・名古屋市

日時 5月9日（木）

視察事項 （3）なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業について
（4）はいかい高齢者おかえり支援事業について
（5）はいかい高齢者検索システム事業について

3 視察委員

（委員長）鈴木朋子（副委員長）加藤孝明（委員）大島明、松原成文、山田瑛理、岩隈千尋、田倉俊輔、春孝明、柳沢優、渡辺学、齋藤温、高戸友子

4 視察概要

（1）京都市重度障害者等就労支援特別事業について

説明者：保健福祉局障害保健福祉推進室	企画・社会参加推進課	課長
保健福祉局障害保健福祉推進室	在宅福祉課	課長
保健福祉局障害保健福祉推進室	在宅福祉課	係長
保健福祉局障害保健福祉推進室	在宅福祉課	係長
保健福祉局障害保健福祉推進室	在宅福祉課	係員
保健福祉局障害保健福祉推進室	在宅福祉課	係員

ア 事業の目的・概要

京都市重度障害者等就労支援特別事業（以下「本事業」という。）は、重度障害者等の通勤や職場等における支援を行うことにより、就労機会の拡大を図ることを目的としている。障害者総合支援法に基づくサービスについては、就労活動への支援が認められておらず、当事者等から重度障害者の就労を阻んでいるとの指摘があり、市では通勤や働く際に必要となる介助等の支援の在り方について課題と認識していた。このような状況の中、令和2年10月に、国において、障害者雇

用納付金制度に基づく助成金の拡充がされるとともに、自治体が必要と認めた場合には、重度訪問介護・同行援護・行動援護と同等の支援を就労中に行うことができる制度が創設されたことを受け、令和3年9月から本事業を開始した。



対象者は、①重度訪問介護、同行援護及び行動援護のいずれかの支給決定を受けている者、②民間企業で雇用されている者、または自営業の者、③1週間の所定労働時間が10

時間以上の者、④京都市に居住している者、以上4項目を満たす者が対象となる。

対象者が経済活動をする上で、たんの吸引や体位の変換、安全確保のための見守り、移動の介護等の必要不可欠な支援について、市が必要と認める場合に重度訪問介護、同行援護及び行動援護と同等の支援に要する費用を助成する。支給量上限は、重度訪問介護利用者が月120時間、同行及び行動援護利用者は月80時間である。

利用者負担額は、サービス利用に要した費用の1割であり、また、世帯の所得により上限を設定しており、重度訪問介護・同行援護・行動援護と同じ上限額を設定している。

被雇用者の場合、各年度3か月分の通勤支援及び文書の代読、代筆、機器の操作や入力作業や外出付添等の業務上の支援は、事業主がJ E E D（高齢・障害・求職者雇用支援機構）の助成金を活用する。助成金の対象外である各年度4か月以降の通勤支援及びトイレや食事の介助、たんの吸引等の業務外の支援は、市が必要と認める場合に本事業で支援を行う。自営業者は、J E E Dの助成金の対象とならないため、本事業単独で業務上の支援及び業務外の支援等を実施している。

制度の周知方法として、報道発表及びホームページへの掲載、市民しんぶんへの掲載、当事者団体を通じての周知、利用者の声を紹介する「事例集」の作成、ホームページへの掲載及び各区役所・支所を通じた利用希望者への案内がある。

イ 事業の進捗状況・効果

令和5年度の支給決定者数は、重度訪問介護8人、行動援護0人、同行援護10人となっており、同じく令和5年度の支給実績額は、重度訪問介護1,239万1,000円、行動援護0円、同行援護511万3,000円となっている。

ウ 課題等

利用手続き等に関する課題として、本事業は法定給付の対象外であることや、原則、J E E Dの助成金の活用が前提条件であることが制度の複雑化や雇用主負担等の一因となっている。具体的には、企業から、制度が難しく理解するのに時間がかかる、J E E Dへの申請等の手続きが煩雑である等の指摘を受けている。被雇用者からもJ E E Dの助成金の活用について、企業負担があることや手続きが煩雑なことから、企業へ依頼が困難である等の声を多く聞いている。企業にJ E E Dの助成金の活用を促すため、ヘルパー事業所がボランティアで企業に出向き、制度の説明をしている。

支援給付費の請求に関する課題として、本事業は障害者総合支援法に基づくサービスと異なり、国民健康保険団体連合会への電子請求に対応していないことから、ヘルパー事業所は請求を紙ベースで行う必要がある。また、事業所の負担軽減のため、請求書類作成用のエクセルシートの活用を可能とするとともに、単価設定等を極力単純化するなどしているが、同連合会への電子請求と比べると事務負担が大きい。自治体における請求審査事務にあたっては、支援時間並びに加算の手計算等の請求内容の正誤確認及び事業所への修正依頼等の作業が必要であるため、支給決定件数に比例して、審査担当者の事務負担が増加している。

※主な質疑内容等

(委員) 申請の際の提出書類について

(説明者) 重度障害者等の通勤や職場等における支援を受けようとするものは、京都市重度障害者等就労支援特別事業支給申請書(以下「申請書」という。)、重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証の写し及び支援計画書、更に、被雇用者の場合は雇用されていることを証する書類の写し、自営業者の場合は自営業者であることを証する書類の写しを提出する必要がある。

(委員) 新規申請と継続申請における提出書類の相違点について

(説明者) 申請書は毎年提出する必要があるが、利用者の負担を減らすために、利用者の求める支援内容に変更がなければ、支援計画書の提出は求めている等の違いがある。

(委員) 業務上の支援と業務外の支援の区別と認定について

(説明者) 国から明確な区別は示されていないが、国の基本的な考え方としては、業務に直接必要なものについては企業が負担すべきであり、業務に直接関係のない仕事上で必要となる福祉的支援は、自治体で負担すべきであるとの大枠が示されている。

支援計画書において、必要となる支援を業務上と業務外で分けて記入することになるが、自営業者の場合にはJ E E Dの助成金の対象とならず、本事業で業務上と業務外の支援を単独で実施するため、認定に際し厳密

に区別していない。一方で、被雇用者の場合には J E E D の助成金の対象となり、J E E D と市のどちらの助成対象となるか双方で確認し認定する必要があり、多くの時間を要し煩雑になることがある。

(委 員) 支援計画書の様式について

(説明者) 支援計画書は、J E E D と京都市で共通になっている。厚生労働省の実施要項で様式が示されていることから、多くの都市で同様の書式を使用していると考えられる。

(委 員) 被雇用者の障害者が本事業の申請をして利用を開始するまでに要する期間について

(説明者) 現在は申請の処理を委託しているが、市が処理していた頃は 3 か月程度を要する事例があった。申請時に事業者の担当者に制度を十分に理解してもらう必要があり長い期間を要することがあった。

(委 員) 市が自営業者を独自で支援することになった経緯について

(説明者) 本事業の開始前から当事者による要望があった。あんま、はり、灸などのあはき業の自営業者が多く、団体を通じて要望があった。また、市として、業種や働き方に関わらず多くの障害者を対象にすることが望ましいとする考え方があった。

(委 員) 障害者雇用のための環境整備等に係る助成金制度について

(説明者) 京都市では、伝統産業に従事する障害者に対して、環境整備や勤務する上で必要となる備品購入等への助成金制度がある。京都市以外では、J E E D が、雇用にあたり必要となる環境整備に要する費用の助成金事業を行っている。

(委 員) 予算額及び執行額並びに今後の見通しについて

(説明者) 令和 5 年度の予算額は 2,155 万 8,000 円であり、執行額は 1,750 万 4,000 円である。令和 6 年度予算は増額しており、今後も増額が見込まれる。

(委 員) 令和 5 年度支援給付費の支給決定者の所得について

(説明者) 支給決定者 18 名の住民税の課税世帯と非課税世帯の割合はおよそ半々である。本事業の利用当初は非課税世帯だったが、利用後、課税世帯となった事例があり、本事業の利用により所得の上昇につながっていることが推察される。

(委 員) 被雇用者で本事業の利用者の住まいについて

(説明者) ヘルパー等の支援を受けながら 1 人暮らし又は家族と暮らす者が多く、本事業の利用前後で住まいが変わることは少ない。なお、本事業の利用者でグループホームの者はいないと思われる。

(委 員) 市内の日中支援型グループホームの事業所数について

(説明者) 日中支援型グループホームの事業所数は 1 桁程度である。

(委 員) 重度障害者の雇用について

(説明者) 障害者の法定雇用率が引き上げられ、週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障害者、精神障害者の算定特例として、雇用率上0.5カウントとして算定できるようになるなど、重度障害者の雇用に関する取組は以前にも増して重要になっている。自治体が率先して障害者雇用を推進すべきである一方で、重度障害者に対応した任用形態がないことや、本事業が公務員を対象としておらず、福祉的支援の方法が課題である。

(委員) 令和5年度において行動援護の支給決定者がいない理由について

(説明者) 知的障害及び精神障害のある者が行動支援を必要とするが、働く環境が十分に整っていないことが考えられる。

(委員) 行動援護及び同行援護に関する今後の課題について

(説明者) 外出支援を行う事業所数が少なく、今後の担い手の確保が課題である。

(2) 京都動物愛護センター「動物愛ランド・京都」について

説明者：京都動物愛護センター 所長

説明を受けた後、現地を視察した。

ア 施設の概要

京都動物愛護センター（以下「センター」という。）は、全国初となる都道府県と政令市が共同して設置・運営する動物愛護・管理施設である。

センターは、最寄り駅から5分ほどの徒歩圏内に位置するとともに、交通機関のアクセスに優れた都市部に所在し、ケヤキやトウカエデなどの緑豊かな公園内に、自然と調和した作りの施設となっている。全体面積は1万平方メートル以上、建物面積は1,200平方メートル以上であり、センターの他に夜間動物救急センターとドッグランを併設している。

また、太陽光発電パネルの設置、太陽熱利用システム、LED照明及び動物愛護施設としては全国初となる地中熱利用システム等の環境技術を積極的に導入している。

イ 管理・運営について

令和6年度現在、府職員8名と市職員15名がセンターに勤務し管理・運営を行っている。また、ボランティアスタッフが約90名おり、動物舎の清掃や給餌、来所者の案内などの日常業務のほかに、普及啓発活動の一環として、展示コーナーの展示物の作成、機関紙編集及びイベントなどの企画・実践を行っている。ボランティアスタッフの採用は、業務の担い手の確保とともに、業務を通じて動物愛護に対する理解を深めてもらう目的があり、計画的に毎年30名程度を募集している。任期を3年間と定め再任用や延長はなく、より多くの市民がボランティア

スタッフとなる機会を設けている。センター内に併設された夜間動物救急センターは、公益社団法人京都市獣医師会が運営しており、夜間に動物の診療を行っている。

ウ センターの特徴について

センターの特徴として、犬の保護・収容から譲渡に至るプロセスを外部の専門家の監修の下、様々な取組を職員とボランティアスタッフが協働で行う「京都方式」を導入している。主な取組として、犬の問題行動の修正、センターの飼養環境の設定アドバイス、各犬の性質を踏まえた譲渡先の条件設定及び譲渡後の犬の飼い主のアフターフォローがある。

また、災害時においては、センターを拠点として、動物愛護団体及び獣医師会等との連携の下、飼い主とはぐれた動物を保護・収容し、疾病のある動物については、できる限りの治療を行うとともに、被災動物用の食糧及び動物用医薬品等の救援物資の保管及び配布を行うこととしている。災害により停電が生じた場合に備え、一定の機能の維持のため、太陽光発電システムで生み出した電気を蓄えるための蓄電池を設置しており、災害に強い施設である。

エ 今後の展望・課題等

令和4年度の犬猫の収容頭数は犬が76頭、猫が787頭で、猫の収容頭数が多く、収容される猫の多数は、野良猫が生んだと思われる子猫である。さらに、同じ令和4年度の犬猫の殺処分頭数は、犬が20頭、猫が403頭である。猫の殺処分減少に向けた取組である「まちねこ活動支援事業」では、届出をした地域住民が主体となってその地域に生活する野良猫の餌やトイレの世話等を行い、市は避妊去勢手術の無料実施、保護器の貸出及び活動にあたっての助言を行っている。また、保護した猫の譲渡事業を推進するために、子猫を自宅で一時的に預かり、一般への譲渡が可能となる2箇月齢まで飼育する「子猫の一時預かり在宅ボランティア」活動を積極的に推進し、引き続き猫の殺処分の減少に向けた事業を展開していく。

※主な質疑内容等

(委員) 地中熱利用システムについて

(説明者) 同センターのシステムでは、地中熱が概ね一定であることを利用し、地中から得られた熱を、ダクトを通じ施設まで搬送して冷暖房に活用している。なお、地熱発電により冷暖房に活用するというものではない。

(委員) ネーミングライツの契約内容について

(説明者) 契約期間は、平成27年11月20日から令和7年11月19日までの10年間の契約であり、契約金は年間50万円である。なお、ネーミングライツパートナーとなった日本ヒルズ・コルゲート株式会社からは、前

述の契約金のほかに、犬猫の餌の無償提供及び動物愛護普及啓発事業の支援を受けている。

(委 員) 殺処分の方法とその後の対応について

(説明者) 殺処分は、獣医師による麻酔薬投与によって行う。処置後は、京都市では動物の死体を焼却処理する施設がないため、民間業者に委託している。

(3) なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業について

説明者：健康福祉局地域ケア推進課 課長

健康福祉局地域ケア推進課 課長補佐（地域支援）

ア 事業の目的・概要

なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業(以下「本事業」という。)は、認知症患者が起こした事故に関する損害賠償等を補償する事業である。平成30年度から事業の概要等を検討し、令和2年10月1日



から事業を開始した。対象者は、名古屋市内に住所を有し認知症の診断を受けた者である。補償内容は、個人賠償責任保険と給付金の2種類があり、利用者負担は無料である。個人賠償責任保険は、日常生活上、偶発的に起きた事故において、事故を起こした本人または家族等の監督義務者に賠償責任が認められた場合に保険金を支払うものであり、補償上限額は2億円である。一方、給付金は賠償責任が認められなかった場合において、一定の要件を満たした場合に支払うものであり、事故の相手方が市民で死亡又は後遺障害となった場合の給付金上限額は3,000万円、事故の相手方が市民以外で死亡した場合の見舞金は15万円である。

令和4年度の事業規模は、予算額3,057万6,000円、決算額1,585万5,420円であり、決算額が少ないのは加入者数が想定を下回ったことによる。

実際に事故が発生した際の手順は、個人賠償責任保険と給付金のどちらの場合でも、市が契約している保険会社へ直接連絡することになる。連絡を受けた保険会社は事故に関する調査、示談交渉等を行う。その後、保険会社は事故の内容、調査結果等に応じて利用者に対して保険金、給付金又は見舞金を支払う。

イ 事業の利用者状況・効果

令和6年3月末時点の保険加入者数は2,629人であり、保険事故申請件数は27件、保険金支払い件数は7件、受付事務局への問合せ件数は2,338件であった。主な問い合わせ内容は、加入方法、対象となる事故並びに補償の内容、加入希望者並びに関係機関からの資料請求、住所異動及び退会手続き等である。加入者は年々増加傾向にあるが、市の人口と比較するといまだ加入者は少数である。

ウ 課題と今後の対応

保険加入者数は令和6年3月末で2,629人であり、加入者数の少ないことが課題であり、加入に向けた一層の取組が必要である。今後の対応として、利用者向けアンケート調査で、ケアマネージャー及びいきいき支援センターの紹介により当事業を知ったとする回答が多数を占めたため、認知症患者に関わる機会の多いケアマネージャー等の専門職や関係機関を中心に、引き続き普及啓発を行う。

また、加入者数の増加のためには、本事業の個人賠償責任保険と給付金の補償対象や補償内容を正しく理解してもらうことが必要であり、今後の対応として、分かりやすいチラシの作成及び相談窓口における丁寧な説明の徹底など、加入希望者に正しい情報を伝えるための取組を強化する。

※主な質疑内容等

(委員) 保険会社に支払う経費について

(説明者) 保険会社に支払う経費は、保険料と受付事務に係る委託料である。保険料は1件あたり1,800円から1,900円に加入者数約2,600人を掛け合わせた額で、受付事務に係る経費は500万から600万円程度となっている。

(委員) 保険金の支払いが認められた事例について

(説明者) 自宅近隣の駐車場の車を傷付け、監督義務者の責任があるとして認められた事例や、デイサービスの利用中に施設内の扉を破損させ、監督義務者の責任があると認められた事例などがある。なお、誰にも責任を求められないような場合には保険の対象とならない。

(委員) 認知症施策全体の予算額と今後の財政負担に対する考え方について

(説明者) 認知症施策に関する令和6年度予算は約10億円であり、このうち半分は国庫負担金が占めるため、一般財源での実質的な負担は約5億円である。今後、国が積極的に認知症施策を推進し予算を増額した場合、市費に関する財源確保が課題となる。認知症に関する施策は、積極的に推進すべきであり、財政規模の増大は避けられず、財政当局との交渉が必要である。新旧様々な事業があるため、各事業の効果測定を実施し事業効果を見極めるとともに、スクラップアンドビルドを行い予算の確保に取り組みたい。

(4) はいかい高齢者おかえり支援事業について

説明者：健康福祉局地域ケア推進課 課長

健康福祉局地域ケア推進課 課長補佐（地域支援）

ア 事業の目的・概要

はいかい高齢者おかえり支援事業（以下「本事業」という。）は平成24年10月に開始し、認知症の者の徘徊による事故を防止するため、地域住民の協力を得て、徘徊者を早期に発見する取組である。家族等からの依頼により、行方不明となった者の身体的特徴や服装等の情報を、「おかえり支援サポーター」及び協力事業者へメールを配信し、情報提供を依頼する仕組みである。平成25年度までは市への事前登録が必須であったが、平成26年度からは、事前登録をしていない高齢者が行方不明になった場合でも、警察署に行方不明届を提出し受理された後、家族等が希望すると、警察署から市へ連絡が行われメールを配信することが可能となった。事業の効果を高め、行方不明者の早期発見につなぐためには、公共交通機関、タクシー会社、介護サービス事業者などの協力事業者及び事業の協力者である「おかえり支援サポーター」を確保する必要がある。

令和4年度の事業規模は、予算額239万円、決算額214万5,684円となっている。主な経費は、メール配信に伴う委託業務契約の経費である。

イ 事業の利用者状況

令和5年度の事業実績について、事前登録者数は1,837人、協力者数は「おかえり支援サポーター」が3,404アドレス、「協力事業者」は204団体で登録アドレス数は4,627アドレスとなっており、合計8,031アドレスとなっている。

令和5年度の捜査協力依頼メールの配信件数は235件で、協力者による発見は2件となっている。

ウ 今後の展望・課題等

「おかえり支援サポーター」や協力事業者の登録アドレス数が横ばいとなっており、行方不明者を早期に発見するためには、より多くの登録アドレス数が必要であり、協力者を増やす必要がある。

今後の対応としては、認知症サポーター養成講座及び認知症に関するイベント等において、幅広い世代に働きかけ、協力者を増やすとともに、既存の協力事業者や市役所、地域包括支援センターの職員等のうち、登録をしていない職員に働きかけ、協力者を増やす予定である。

※主な質疑内容等

(委員) 協力者を事前登録制にした理由について

(説明者) 事前に了解を得られていない市民に、SNS等の配信機能を使って、一方的に行方不明者の情報を送付することは、トラブルに発展する可能性があり事前登録制を採用した。

(5) はいかい高齢者検索システム事業について

説明者：健康福祉局地域ケア推進課 課長

健康福祉局地域ケア推進課 課長補佐（地域支援）

ア 事業の目的・概要

はいかい高齢者検索システム事業（以下「本事業」という。）は、行方不明となるおそれのある認知症高齢者の家族等が、GPS機器を利用する費用を助成し、行方不明時の検索の実効性を高めるための事業である。GPS機器の利用を促進し、認知症の人の事故を未然に防止するとともに、その親族等の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的としている。認知症による行方不明者を早期に発見し、事故を未然に防ぐため、行方不明となった高齢者の情報をメール配信する「はいかい高齢者おかえり支援事業」を補完するものとして、令和元年度に事業を開始した。

対象者は行方不明となるおそれのある認知症高齢者等で、対象者が市に登録した事業者の検索システムを利用する場合に、初期費用及び月額利用料を助成する（ただし、助成対象限度額あり。）。利用者負担は初期費用が無料で、月額利用料は原則1割負担である。令和4年度の事業規模は、予算額577万4,000円、決算額398万996円である。

他都市では1社の事業者と委託契約を締結している事例があるが、名古屋市の場合は、一定の要件の下、登録制を採用しており、広く民間の事業者が参入できる方法を採用している。高性能の危機等の提供を可能とする新規事業者が現れた際に、速やかに登録できる利点がある。

イ 事業の利用者状況

利用者数は、本事業を導入した令和元年度以降増え続けており、令和5年度末で242人が利用している。引き続き利用者数の増加に向け、取組を推進する。

ウ 主な課題と対応

利用者アンケートでは、安心感の高まりにより利用してよかったとの声が多数あり、利用者の満足度は高いため、本事業を必要としている者が1人でも多く利用できるよう、より一層の周知広報を行う必要がある。また、GPS機器の性能、操作性の向上を求める声が多くある。今後の対応としては、市民向け及び認知症

患者と関わるケアマネジャー並びに事業者等へ積極的な広報を行う。また、利用者の機器に関する要望を登録事業者に伝えるとともに、事業者の新規登録を進めることで、より高性能な機器の導入を進める予定である。